

第 11 期
堺市分別収集計画

令和 7 年 9 月
堺 市

目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間.....	1
4. 対象品目.....	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号） ..	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の 区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイク ル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイク ル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	6

1. 計画策定の意義

本市では、環境負荷の少ない都市の形成を図り、将来世代に良好な環境を引き継ぐため、ごみに関わる多様な主体の連携・協働のもと、様々なごみの減量化・リサイクルの取組を進めているところである。

容器包装廃棄物について、平成 9 年 3 月から全市域で缶・びんの分別収集を開始した後、平成 10 年 2 月からペットボトルの拠点回収を開始（平成 23 年 10 月廃止）した。その後、平成 20 年 10 月からのペットボトルの分別収集のモデル実施（中区）を経て、平成 21 年 10 月から全市域で、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づき、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルの推進と最終処分量の削減を図ることを目的として、ごみに関わる多様な主体のそれぞれの役割と実行可能な方策を明確にすると同時に、協働して取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

○4R の更なる推進

発生源でごみを断つこと（Refuse：リフューズ）、ごみとなるものを減量すること（Reduce：リデュース）、くり返し使うこと（Reuse：リユース）、再資源化すること（Recycle：リサイクル）によるごみの更なる減量化・リサイクルを推進する。4R の優先順位（リフューズ・リデュースの優先）を守りながら、本市で取組余地の大きいリユース・リサイクルに集中的に取り組む。

○ごみに関わる多様な主体の連携・協働

ごみ減量化・リサイクルの実践者である市民（市民活動団体）や事業者、ものを生産・販売する事業者、ごみ処理やリサイクルを行う事業者、ごみ処理事業を運営する行政等ごみに関わる多様な主体による連携・協働を進める。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

（単位：t）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	37,513	36,969	36,289	35,761	35,272

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

○使い捨てプラスチック削減の推進

必要のないプラスチックをできるだけ使用しないプラスチックフリーなライフスタイルへの転換を促すため、様々な媒体をとおして情報を発信し、市民のライフスタイルの変革を図る。

また、事業者・市民団体・本市の 3 者で「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」に基づき、3 者協働により、市民の使い捨てプラスチック削減意識向上を目的としたイベントを実施する。

○市役所におけるごみ減量化の推進

庁内においてペーパーレス化を推進し、リサイクル可能な機密文書を含む庁内から排出される紙類のリサイクルの実施、マイボトル、マイカトラリー等の利用促進、本市の会議等で湯茶を提供する際には、繰り返し使用できるガラスコップ等の容器を使用するなど、ごみの減量化を推進する。

○ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化

ごみの減量化・リサイクルの促進のため、本市が行う施策や分別・排出方法等の情報及びリサイクルの実態等について正しい理解を促す情報を発信し、行動変容につなげる。また、ICT の更なる活用により対象に応じた新たな情報発信手法を検討する。

○環境教育や環境学習の推進

・学校園での啓発

小学生や園児が理解できる内容のごみ減量出前講座を実施し、保護者にも届く情報発信を行う。

・ごみ減量化ゲーム

タブレットやスマートフォンを操作して、画面上部から落下してくるさまざまな種類のごみを、本市の分別方法に合わせて「資源」や「生活ごみ」等に分別するもので、ゲームを楽しみながら、正しい分別方法について理解を深める。

・ごみ処理施設の見学

クリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザで、施設見学や小学校の社会見学を行う。また、「ごみ処理施設見学会」として、本市のごみ処理施設や大阪沖埋立処分場等の見学会を行う。

○堺市ごみ減量化推進員制度

市民と本市が協働して、ごみの減量化とリサイクルを推進することを目的に、各校区にごみ減量化推進員を設置（任期 2 年）する。ごみ減量化推進員は、地域におけるリーダーとして、市民と本市をつなぐ役割を担い、地域での啓発活動や減量化活動の充実を図る。

○堺市エコショップ制度

使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減、資源物等の店頭回収など、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店や飲食店を「エコショップ」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶・びん
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		
主として段ボール製の容器		段ボール（集団回収）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑誌・その他の古紙（集団回収）
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	481		469		457		447		438	
主としてアルミ製の容器	254		248		241		236		231	
無色のガラス製容器	合計 543		合計 530		合計 516		合計 505		合計 494	
	引渡 0	独自処理 543	引渡 0	独自処理 530	引渡 0	独自処理 516	引渡 0	独自処理 505	引渡 0	独自処理 494
茶色のガラス製容器	合計 601		合計 586		合計 571		合計 558		合計 547	
	引渡 0	独自処理 601	引渡 0	独自処理 586	引渡 0	独自処理 571	引渡 0	独自処理 558	引渡 0	独自処理 547
その他のガラス製容器	合計 2,095		合計 2,044		合計 1,990		合計 1,947		合計 1,908	
	引渡 310	独自処理 1,785	引渡 302	独自処理 1,742	引渡 294	独自処理 1,696	引渡 288	独自処理 1,659	引渡 282	独自処理 1,626
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	26		25		24		23		22	
主として段ボール製の容器	2,707		2,701		2,679		2,664		2,650	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの ^{※1}	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	合計 1,419		合計 1,416		合計 1,403		合計 1,396		合計 1,388	
	引渡 0	独自処理 1,419	引渡 0	独自処理 1,416	引渡 0	独自処理 1,403	引渡 0	独自処理 1,396	引渡 0	独自処理 1,388
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 4,047		合計 3,996		合計 3,927		合計 3,874		合計 3,825	
	引渡 0	独自処理 4,047	引渡 0	独自処理 3,996	引渡 0	独自処理 3,927	引渡 0	独自処理 3,874	引渡 0	独自処理 3,825
うち白色トレイ	合計 —									

※1「雑誌・その他の古紙（集団回収）」は未計上

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集、引渡実績} \times \text{人口変動率}$$

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集をする容器包装廃棄物の実施主体について、下表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶・びん	本市による定期収集	委託業者 本市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器包装	紙パック	住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑誌・その他の古紙	住民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	本市による定期収集	委託業者
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製容器 包装	本市による定期収集	委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びんについて、リサイクルプラザ及び民間選別施設で選別・圧縮・保管を行っている。

ペットボトルについては、貯留施設（クリーンセンター東工場内）で一時保管・積替を行い、民間選別施設で選別・圧縮・保管を行っている。また、プラスチック製容器包装については、貯留施設（クリーンセンター東工場内）で一時保管・積替を行い、再商品化事業者を引き渡している。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん	無色透明又は 白色半透明の袋	プレス車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管) 民間選別施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	無色透明又は 白色半透明の袋	プレス車	貯留施設（一時保管・積替） 民間選別施設 (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装			貯留施設（一時保管・積替）

※集団回収されたものは、民間資源化施設に搬入

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

○集団回収の更なる促進

家庭から排出された古紙類（新聞、雑誌・その他の古紙、段ボール、紙パック）、古布類を対象に自主的に集団回収を実施し、有価物として再資源化事業者を引き渡している営利を目的としない登録住民団体に対し、年に2回報償金（1kg 当たり4円）を交付する。

○家庭系ごみ不適正排出に対する啓発・指導等

「生活ごみの日に資源物が排出されている」、「生活ごみの中に資源物が混入している」などの不適正排出については、チラシの配布や啓発シールの貼り付けにより、排出者に対してごみと資源物の適正排出を指導する。

○事業系古紙のリサイクル推進

事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止し、事業者によるリサイクルを推進する。事業系古紙回収協力事業所・再生古紙取扱事業所や民間施設の古紙回収拠点の紹介等、紙類のリサイクルに関する情報発信を行う。

第 11 期堺市分別収集計画

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市環境局 環境事業部 環境事業管理課

【TEL】 072-228-7478

【FAX】 072-229-4454

【E-mail】 kankan@city.sakai.lg.jp

堺市配架資料番号：1-I3-25-0176